

～渋谷区より周辺地域のみなさまへ自転車通行空間整備のお知らせ～ 渋谷区道第853、859、860号路線(西参道口交差点～NHKセンター下交差点) 自転車通行空間整備について

渋谷区では、歩行者・自転車・自動車がより安全、安心、快適に通行できる環境の創出を目的として、自転車通行空間整備を進めております。この度、西参道口交差点～NHKセンター下交差点の区間における自転車通行空間整備の事業概要、整備内容及び今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

1 自転車通行空間とは

自転車通行空間とは、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離され、安全で快適な自転車利用環境が整備された空間のことです。自転車通行空間については、国土交通省や警察庁の指針をもとに、全国各地で整備が進められており、道路ごとの自動車交通量、走行速度及び道路幅員などから、以下の3つの形態のいずれかを整備することとなっています。

- ① 自転車道：車道や歩道と物理的に分離するものです。
- ② 自転車専用通行帯：自動車の通行帯(レーン)とは別に自転車の通行帯(レーン)を設けるもので、一般に青色で着色され、自転車レーンとも呼ばれます。
- ③ 車道混在：車道に自転車ナビマーク・ナビラインと呼ばれるピクトグラム等を設置するものです。

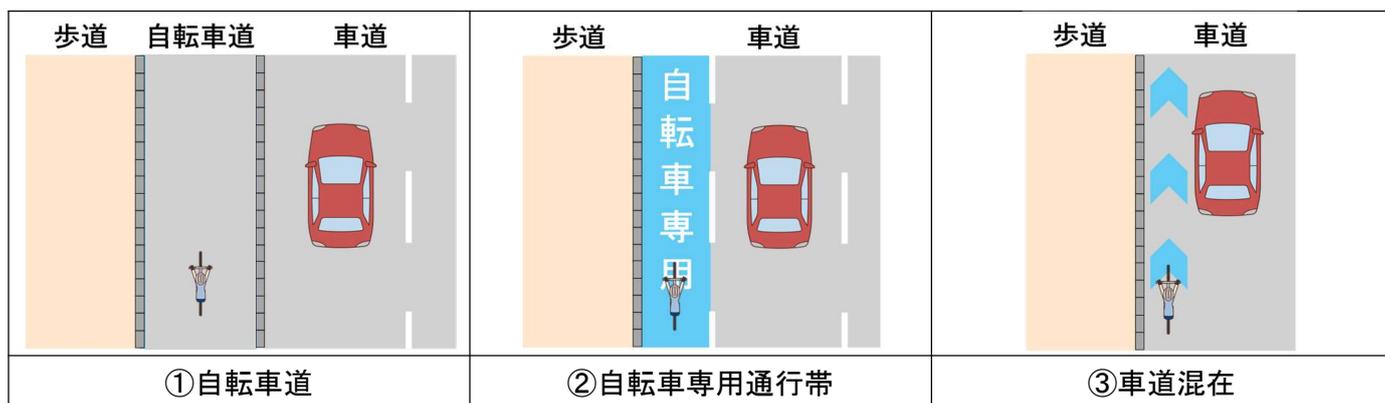


図 整備形態イメージ

2 渋谷区における自転車通行空間整備

渋谷区においては、「渋谷区自転車通行環境整備計画」に基づき、平成27年度から順次、整備を実施してきました。令和8年3月までに「渋谷区自転車通行環境整備計画」に位置付けられている整備対象路線約60kmのうち、約20kmの整備が完了します。

「②自転車専用通行帯」については、平成27年度に特別区道第865号路線(原宿外苑中学校西交差点～仙寿院交差点)の整備を実施しました。当時、片側2車線の車道を、片側1車線に変更し、自転車専用通行帯を設置しました。

「③車道混在」については、平成27年度から区内全域で順次整備を実施しており、令和7年度は恵比寿地区、本町・幡ヶ谷地区などで整備をしています。

整備前



整備後



写真 「②自転車専用通行帯」整備事例

写真 「③車道混在」整備事例

3 当該路線の整備範囲及び内容

自転車通行空間の整備にあたっては、交通管理者(警視庁・代々木警察署)と道路管理者(渋谷区)の連携が不可欠です。当該路線においても、道路及び交通状況を踏まえ、協議を重ねた結果、下図のとおり整備することとしました。

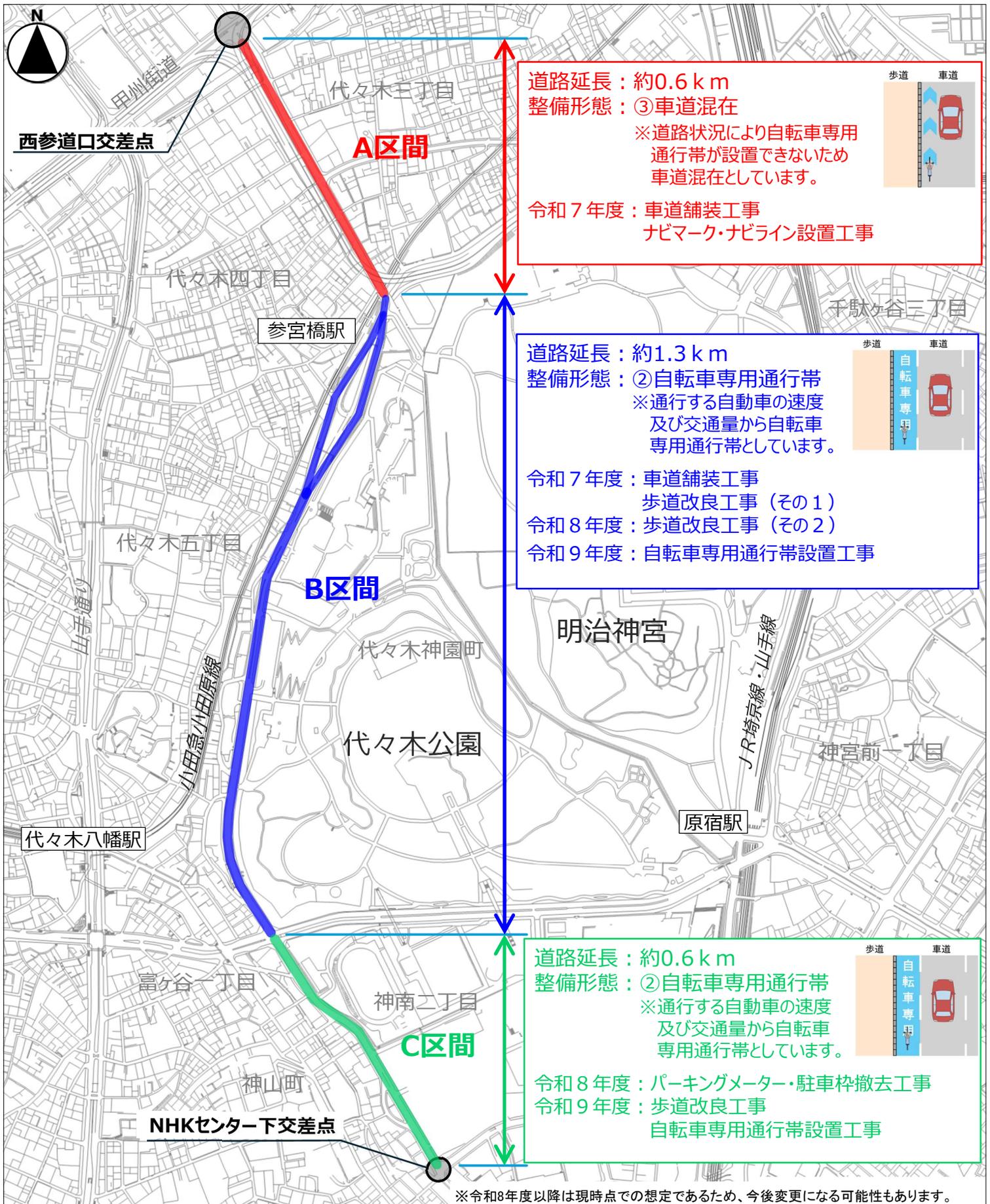


図 当該路線の整備範囲及び内容

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである(承認番号)3都市基交著第53号」

4 令和7年度の工事内容

■ A区間における車道舗装工事、ナビマーク・ナビライン設置工事

A区間は、道路舗装の劣化状態を調査した結果、早期の対応が必要であることが判明したため、舗装の機能回復と合わせて、自転車通行空間を明示する車道混在(ナビマーク・ナビライン)を設置いたします。

また、この区間における自転車通行空間の整備形態を交通管理者と協議した結果、この区間は交差点部と右左折用の車線が多いことから、自転車専用通行帯(自転車レーン)ではなく、交差点部や右左折用の車線に設置可能な車道混在で路線全体を整備することとしております。



写真 舗装の劣化状況



図 施工箇所(令和7年度)

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである(承認番号)3都市基交著第53号」

■ B区間における歩道改良工事

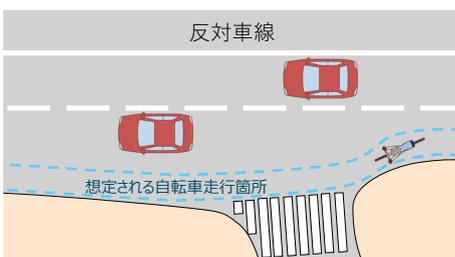
道路交通法では、自転車は車道の左端に沿って通行することが原則となっています(道路交通法第18条第1項)。また、自転車専用通行帯(自転車レーン)の整備においては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン 令和6年6月国土交通省道路局 警視庁交通局」に基づいて設計を実施しております。

B区間の車道については、車道幅員が一定ではない箇所があることから、現在の状態で自転車専用通行帯を整備すると自転車が蛇行して走行することとなり、大変危険であるため、交通管理者と協議を重ね、車道をまっすぐにするを目的とし、歩道の一部を張り出すように拡幅することとしました。

また、この歩道部の拡幅により、脇道から来る車両が右左折時に速度抑制され、歩行者が巻き込まれる事故の防止につながるなど、より安全になるものと考えています。

なお、今回の工事については、昨年9月に施工場所付近のみなさまへ工事のお知らせを配布した際に、工事に対するご意見をいただき、検討をした結果、一部の工事を令和8年度の施工に変更することといたしました。

現状: 自転車が蛇行してしまう



整備後: まっすぐに走行可能

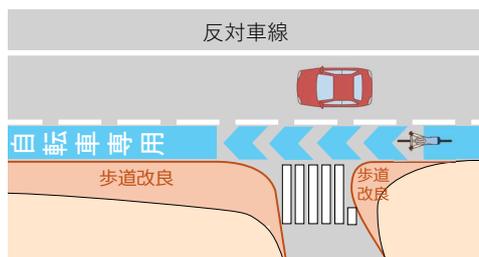


図 現状と整備後のイメージ



図 施工箇所(令和7年度)

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである(承認番号)3都市基交著第53号」

5 自転車専用通行帯設置に伴う変更点(車線数の減少)

令和9年度に予定している自転車専用通行帯設置に伴い、現在の片側2車線を片側1車線へ変更いたします。ただし、車線数が変更になった場合でも、交差点においては引き続き右左折用の車線が設置されます。

この変更にあたり、令和5年度に実施した1日の交通量調査結果(1日あたり片側車線約5,500台)を基に、道路の安全性・円滑性を確保する観点から、最低限確保すべき一般技術基準を定めた法令である「道路構造令」の適切な運用方法を記載した「道路構造令の解説と運用」(令和3年3月 公益社団法人日本道路協会)に定められた必要車線数を設定し、交通管理者との協議のうえ決定しています。

なお、車線数は減少しますが、必要な車道の幅員や駐停車に関する交通規制の変更はありません。加えて、現状の自動車交通量(1日あたり片側車線約5,500台)では片側1車線が標準であることから、これによる交通渋滞の可能性も低いものと考えられます。

また、C区間に設置してありますパーキングメーターと駐車枠について、交通管理者との協議にて、その利用状況を踏まえたうえで自転車を優先することとし、撤去を行う予定です。その後、車線数を片側1車線へと変更し、自転車専用通行帯を設置します。

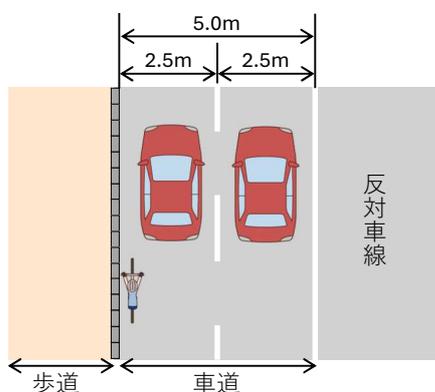


図 設置前の車線イメージ

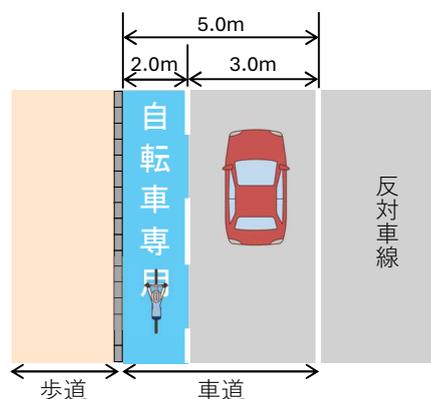


図 設置後の車線イメージ

6 今後のスケジュール

今後は以下のスケジュールで整備を予定しています。本整備につきましては、交通安全対策の観点から必要な整備であり、地域のみなさまや道路利用者の安全確保に関わる重要な施策です。何卒ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

	R7年度	R8年度	R9年度
A区間	車道舗装工事 ナビマーク・ナビライン工事		
B区間	道路舗装工事 歩道改良工事	歩道改良工事	自転車専用通行帯設置工事
C区間		パーキングメーター撤去 (警察で実施)	歩道改良工事 自転車専用通行帯設置工事

※ このスケジュールについては変更になる可能性があります。

■お問い合わせ

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
 渋谷区 土木部 道路課 道路整備推進係
 電話: 03-3463-2816(ダイヤルイン)
 開庁時間: 午前8時30分から午後5時00分

(土曜日、日曜日、祝・休日及び12月29日から1月3日を除く)



渋谷区ポータル
 自転車通行空間整備
 についてはこちら